

目次

緒言	第五、定款及規則……………
本會ノ趣旨略説	附 録
第一、沿革……………	一、會館全貌
第二、組織……………	二、本會ララシタ元田遊船一行ト同日委員ノ會員
第三、目的ト事業……………	三、海員協會ノ管圖
一、目的	四、本會附近地圖
二、事業	五、講堂
一、庶務部	六、地球室
二、會計部	七、庭園ノ部
三、人事部	八、寄宿舎
四、研究部	九、圖書室
五、編輯部	一〇、倉庫
六、組合部	
七、俱樂部	
八、宿舎部	
第四、現 狀……………	
一、沿革	
二、會員	
三、幹部	

本會の趣旨略説

海員協會は社團法人であつて其定款第一條には「本會は航海に關する學術技藝を研究練習し且つ海員相互に和親協力し海事の發達を圖るを以て目的とす」と規定して在るが之は要するに本會の目的が海事の發達を圖るに在ることを宣明したに過ぎない。想ふに海事の發達は我帝國の國是であつて朝野勞資を擧げて努むべき重要事項である。吾人海員も亦之を自覺し、奉公の至誠に燃へて居る。然しながら我等は個人として其の微力、奈何ともすることが出来ない。唯同業者相集つて一の團體を組成し、其の結合力を活用して此の國是の爲に應分の責任を果す外無い。之れ本會の設立せられたる所以である。

偕て然らば本會は如何にして其の目的を達成せむと欲するか、蓋し其の執るべき手段は宣敎時所應變たるべく、之を制限し、之を列擧することは到底不可能であらう。併しながら如何なる手段を採らうとも吾人海員として據るべき所は常に其の専門の知